



平成 29 年度

全石連 中型生命グループ保険

(災害割増特約付団体定期保険・全石連独自の医療見舞金制度)

■ 制度の保障内容と特色 ■

1. 充実の**弔慰金制度**を確立できます
2. 病気・不慮の事故による死亡を
24 時間保障します (団体定期保険部分)
3. **医師の診査なし**で加入できます
(健康状態についての告知が必要です)
4. 1 年毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は
配当金をお支払いします (団体定期保険部分)
【収支計算の結果、配当金が0となる年度もあり得ます】

◎当制度の委託保険会社の生命保険
募集人は、全石連中型生命グループ
保険の募集を行います。

全石連 医療見舞金制度

※生命保険ではありません。

病気での入院について
お見舞金をお支払いします
(保険期間内に 1 回)

中型生命グループ保険 専用傷害保険

■ 3つのコースから選べます ■

- A 交通事故**によるケガの入通院・手術を補償
- B 仕事**中のケガの入通院・手術を補償
- C 24 時間**フルタイムでケガの入通院・手術を補償

◎当制度の引受保険会社と委託契約を締結した
取扱代理店は、中型生命グループ保険専用傷害
保険の募集を行います。

平成29年度 全役員・従業員のみなさまのための

全石連中型生命グループ保険

災害割増特約付団体定期保険・全石連独自の医療見舞金制度

意向確認のお願い～団体定期保険～

お申込みにあたっては、契約内容重要事項記載資料、契約概要、注意喚起情報をご覧ください。保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

保障内容

コース		100万円 コース	200万円 コース	300万円 コース	500万円 コース	700万円 コース	1,000万円 コース	1,200万円 コース
イ	病気による 死亡・高度障がい のとき ＜死亡・高度障がい保険金＞	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,200万円
	不慮の事故による 死亡・高度障がい のとき ＜死亡・高度障がい保険金 ＋災害・災害高度障がい保険金＞ ※うち災害・災害高度障がい保険金	200万円 (※100万円)	400万円 (※200万円)	600万円 (※300万円)	1,000万円 (※500万円)	1,400万円 (※700万円)	2,000万円 (※1,000万円)	2,200万円 (※1,000万円)
ハ	医療見舞金 病気による5日以上 21日未満の間の入院	20,000円			30,000円		50,000円	
	医療見舞金 病気による21日以上 の間の入院	30,000円			50,000円		70,000円	

(1) 上記①＜死亡・高度障がい保険金＞

保険期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により、保険期間中に高度障がい状態となられたときにお支払いします。

(2) 上記②＜死亡・高度障がい保険金＋災害・災害高度障がい保険金＞

保険期間中に、効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡・高度障がい状態となられたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡・高度障がい状態となられたときにお支払いします。

*「高度障がい状態」とは、【別表】のいずれかに該当する場合をいいます。

*「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。

*「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎＜ポリオ＞、ラッサ熱、クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病、エボラ＜Ebola＞ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。）

※上記の①②は、災害割増特約付団体定期保険による保障です。

※ご加入はお1人につき、1,200万円コースの保障額が限度です。（超過部分は無効となります。）

(3) 上記③＜医療見舞金＞

○保険期間中に1回の給付が限度となります。ただし、同一の病気・治療を目的として保険期間中に2回以上入院した場合には1回のみの給付になります。

○加入期間6ヵ月以上の方が対象となります。

○入院開始日から1年以内に請求があったものを支給対象とします。

※上記③は全石連独自の制度となります。（生命保険ではありません。）

【別表】高度障がい状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注1）
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの（注2）
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの（注2）
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（注1）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

（注2）「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

※災害高度障がい保険金が支払われた場合には、災害保険金を重複してお支払いしません。また、災害保険金が支払われた場合には、その後、災害高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

本グループ保険制度は、全国石油業共済協同組合連合会が生命保険会社と締結した災害割増特約付団体定期保険契約に基づき運営されています。

なお、当連合会が独自に実施する医療見舞金制度もあります。

役員・従業員が安心して働ける環境整備をお手伝いします 弔慰金・見舞金制度を確立して福利厚生の実現を図りましょう

月額掛金 ★新規加入 …100万円コース～1,200万円コース

年齢	コース	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1,000万円コース	1,200万円コース
15～35歳	男性	293	586	879	1,465	2,051	2,930	3,434
	女性	240	480	720	1,200	1,680	2,400	2,820
36～40歳	男性	330	660	990	1,650	2,310	3,300	3,878
	女性	285	570	855	1,425	1,995	2,850	3,360
41～45歳	男性	383	766	1,149	1,915	2,681	3,830	4,514
	女性	312	624	936	1,560	2,184	3,120	3,684
46～50歳	男性	477	954	1,431	2,385	3,339	4,770	5,642
	女性	364	728	1,092	1,820	2,548	3,640	4,308
51～55歳	男性	624	1,248	1,872	3,120	4,368	6,240	7,406
	女性	435	870	1,305	2,175	3,045	4,350	5,160
56～60歳	男性	823	1,646	2,469	4,115	5,761	8,230	9,794
	女性	494	988	1,482	2,470	3,458	4,940	5,868
61～65歳	男性	1,120	2,240	3,360	5,600	7,840	11,200	13,358
	女性	614	1,228	1,842	3,070	4,298	6,140	7,308
66～70歳	男性	1,729	3,458	5,187	8,645	12,103	17,290	20,666
	女性	849	1,698	2,547	4,245	5,943	8,490	10,128
更新継続の掛金	71歳	男性	2,257	4,514	6,771			
		女性	1,062	2,124	3,186			
	72歳	男性	2,463	4,926	7,389			
		女性	1,160	2,320	3,480			
	73歳	男性	2,690	5,380	8,070			
		女性	1,272	2,544	3,816			
	74歳	男性	2,947	5,894	8,841			
		女性	1,402	2,804	4,206			
	75歳	男性	3,243	6,486	9,729			
		女性	1,552	3,104	4,656			

(単位:円)

※上記掛金は概算です。(当団体の被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しています。)

掛金は保険年度開始後3ヵ月以内に確定し、変更が生じた場合は第1回目掛金にさかのぼって精算します。

保険期間終了後、継続更新する場合の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等に基づいて算出しますので、変更となる場合があります。

※掛金は加入時・更新時の年齢に応じて上記のとおりとなります。

年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。

※上記掛金には生命保険料のほか病気死亡保険金100万円につき144円の制度運営費が含まれております。

※掛金は事業主負担となります。

掛金は損金または必要経費に算入できます。

●法人の場合

法人が保険金・給付金の受取人となり、役員、従業員が被保険者の場合、その掛金の全額を損金に算入できます。

●個人事業主の場合

個人事業主が保険金・給付金の受取人となり、従業員が被保険者の場合、その掛金の全額を必要経費に算入できます。

●個人事業主がご自身で加入された場合

個人事業主およびその家族を被保険者とした場合において、掛金のうち災害割増特約部分の保険料および制度運営費を差し引いた金額が生命保険料控除の対象となります。

[法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税法第37条・第76条]

※記載の税務取扱は、平成29年3月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変更される場合もあり、将来を保証するものではありません。

配当金の処理

法人・個人事業主が全額を損金(必要経費)に算入した場合、配当金はその支払いを受けた日を含む事業年度の益金に算入します。

被保険者が個人事業主となる契約の場合、課税関係は生じません。[法人税基本通達9-3-8]

※記載の税務取扱は、平成29年3月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変更される場合もあり、将来を保証するものではありません。



ご加入に際してのご案内



●加入資格

14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の全石連および連合会会員事務局の役職員ならびに、組合員の役員・従業員がご加入いただけます。

※ご加入・ご増額に際しては健康状態についての告知をいただきます。

※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬をうけたことのある方は、その程度によりご加入・増額できない場合があります。

※「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になれません。

●更新される場合、更新日時時点で75歳6ヵ月以下の方は次回更新日までご継続いただけます。

●更新日時時点で年齢が75歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。

●70歳6ヵ月超の方が更新される場合は、300万円コースを限度といたします。

※当会を退会されたり会員事業所（勤務先）を退職された場合など加入資格を失われた場合には、ご加入を継続できませんので、脱退（加入者単位の解約）いただくこととなります。

●保険期間

保険期間は1年間（平成29年8月1日～平成30年7月末日）です。

年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日（効力発生日）から年度末（平成30年7月末日）までとなります。

その後は特にお申し出のない限り、毎年自動更新します。

（ただし、更新の年齢範囲とコースは「加入資格」の項のとおりです。）

※毎年の更新時に被保険者数または加入率等が所定の要件を満たしていない場合、当制度の更新ができないことがあります。

●お申込締切日と効力の発生日

毎月20日までにお申込みの場合……翌々月1日

毎月21日以降末日までにお申込みの場合……翌々々月1日

（例：6月27日お申込みは、9月1日が効力発生日となります。）

※第1回目掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。

●被保険者の同意確認（団体定期保険加入・増額・減額時）

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要ですので、お申込みの際は、被保険者の記名・捺印のある名種申込書をご提出いただきます。

●掛金のお支払

掛金は取扱金融機関の口座より毎月22日（休日の場合は翌営業日）に自動振替いたします。掛金の口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2ヵ月分の口座振替を行います。さらに口座振替ができなかった場合はさかのぼって脱退（加入者単位の解約）としてお取扱いします。

（例：6月22日、7月22日連続して口座振替ができなかった場合、7月1日付にて脱退となります。）

なお、この振替事務は日本システム収納㈱に委託しております。

●保険金のご請求

保険金のご請求に際しては、必要書類によって給付請求の手続きを行ってください。

団体定期保険の保険金の請求時には、次の方が請求内容について了知（署名・捺印）していることが必要です。

死亡保険金・災害保険金→労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者

高度障がい保険金・災害高度障がい保険金→被保険者

●中途加入・脱退（加入者単位の解約）の手続き

中途加入・脱退（加入者単位の解約）は随時受付けていますので、委託保険会社または所属の石油組合・全石連までご連絡のうえ、書面による脱退手続きを行ってください。

脱退申込日の翌月は保障し、掛金の払戻しはいたしません。

●個人情報のお取扱いについて

全国石油業共済協同組合連合会（以下「団体」という。）は、この制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄）をこの制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、③委託保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、団体、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、⑤口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務、⑥上記⑤に関する運営管理、商品・サービスの充実、⑦事務委託会社業務に関する各種商品・サービスの案内・提供、⑧その他上記⑤～⑦に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、団体、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

－保険金受取人の個人情報のお取扱いについて－

ご指定いただいた保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

－委託保険会社における機微（センシティブ）情報のお取扱いについて－

個人情報のうち保健医療等の機微（センシティブ）情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

団体定期保険 契約概要

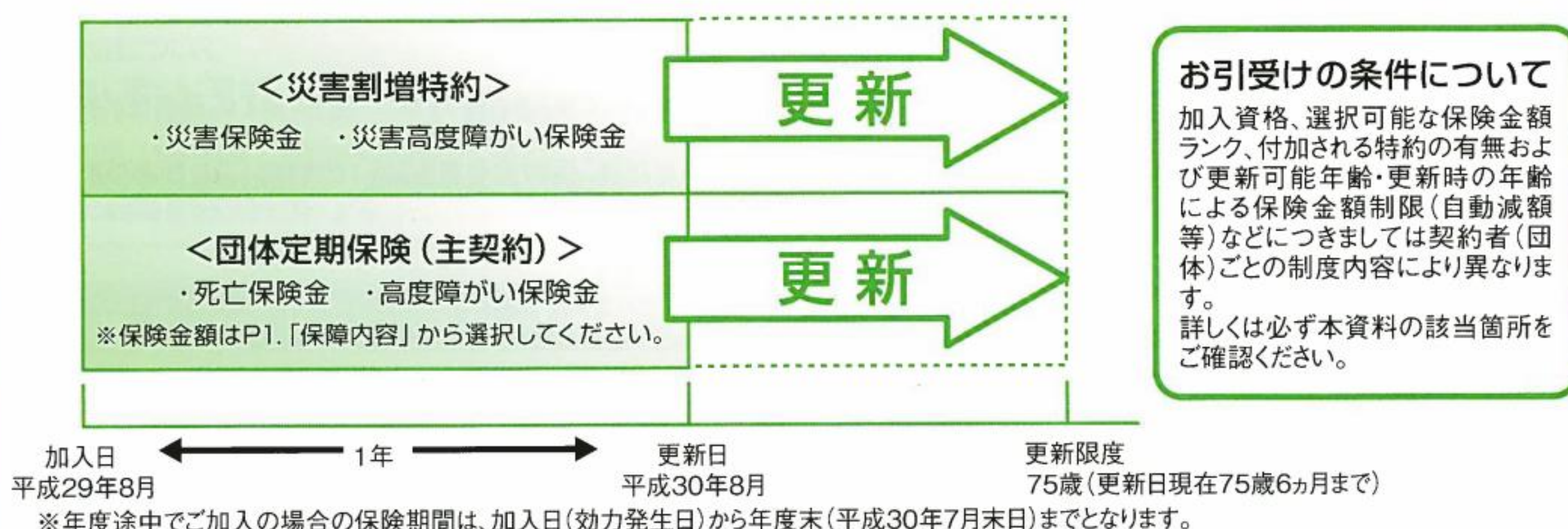
この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称

災害割増特約付団体定期保険

この商品の特征について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



保険金が支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・保険期間中に、死亡された場合
- ・加入日(効力発生日)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※付加される各種特約については、P1・P4をご確認ください。

掛金について

掛金は、毎年更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約(団体)ごとに算出し変更します。よって、掛金が変わることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約(団体)ごとに異なります。詳しくは必ずP2・P3をご確認ください。

配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払いいただいた期間中は保険契約上の責任を負います。

なお、この商品には、脱退による払戻金はありません。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

委託保険会社および委託割合について

委託保険会社および委託割合については、本資料の最終ページに記載の「委託保険会社および委託割合」をご確認ください。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、**本資料**の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください、内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

1. 健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。

2. 生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しいただいても告知したことにはなりません。

生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

3. 傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。

現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金をお支払いできないことがあります。

「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となる場合があります。この場合、すでにお申込みいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなどの所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱退されたり、会員事業所(勤務先)を退職された場合など加入資格を失われた場合は、ご加入は継続できません。

加入資格の詳細につきましては、P3.「加入資格」を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、**被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。**

ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、P3.「お申込締切日と効力の発生日」を必ずご確認ください。

生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

① 免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)

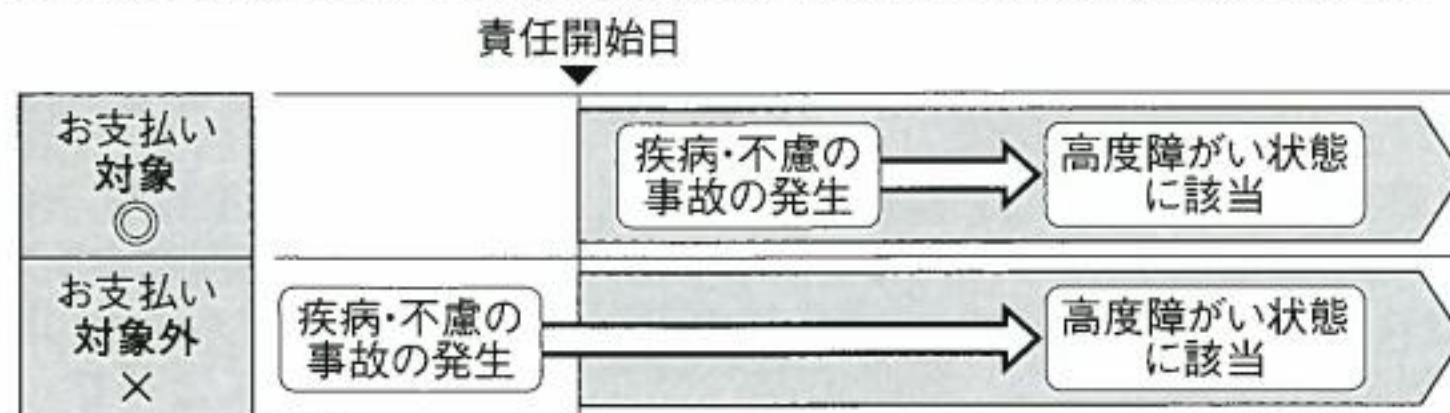
- ・ 加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
- ・ 契約者、保険金受取人の故意
- ・ 戦争その他の変乱

② 加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故

- ・ 加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合

※なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

[イメージ図]



③ 告知義務違反

- ・ 契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

④ 詐欺取消・不法取得目的による無効

- ・ 契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合

⑤ 重大事由解除

- ・ 契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時】
ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

■生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

■保険金・給付金等の支払いに関する手続き等の留意事項

保険金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

(大同生命保険株式会社ホームページアドレス ; <http://www.daido-life.co.jp/>)

■複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

■個人情報のお取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。

ご加入の際には、個人情報のお取扱いの詳細について、P3.「個人情報のお取扱いについて」を必ずご確認ください、同意のうえお申込みください。

■ご照会について

【制度に関するご照会】

本資料の最終ページに記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 団体保険課 電話番号:06-6447-6226

(受付時間)9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

保険金をお支払いできない場合

次の場合には免責または解除となり、保険金をお支払いできない場合がありますのでお申込みに際し、特にご注意ください。

死亡保険金または高度障がい保険金のお支払いができない場合

- ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき
- ・被保険者の故意により高度障がい状態となったとき
- ・契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき
- ・戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき
- ・加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき

災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払いができない場合

- ・契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・受取人の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき
- ・被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ・被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

(注) 増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除

次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。

- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
- ・保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
- ・保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

●お問い合わせは全石連または加入されている石油組合、委託保険会社の営業店まで

全国石油業共済協同組合連合会 共同事業グループ

TEL03-3593-5844 FAX03-3597-1712

〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17番14号 石油会館 ホームページ石油広場 <http://www.zensekiren.or.jp>

委託保険会社および委託割合 大同生命保険株式会社(82.4%)(事務幹事会社) 第一生命保険株式会社(17.6%)

※上記の委託保険会社および委託割合は平成29年3月現在のものです。委託保険会社および委託割合は、将来、契約者(全国石油業共済協同組合連合会)の決定により変更される場合があります。(保険期間中でも変更される場合があります)

◎委託保険会社各社は、各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの割合による保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

◎委託保険会社各社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

※この資料は、平成29年3月時点の制度内容に基づき記載されており、将来、制度内容は変更することがあります。

全石連中型生命グループ保険専用 交通事故傷害保険・傷害総合保険

- ◆ 不慮の事故によるケガに備えることができます！
- ◆ ニーズに合わせて3つの加入コースから選べます！
- ◆ 団体割引(25%)・過去の損害率による割引(5%)による割安な保険料！
- ◆ 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されるプランもあります。

【ご加入の皆さまへ】

平成29年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改訂後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

【個人賠償責任補償特約】

日常生活の損害賠償事故を補償するオプションをセットできます。

- 自転車で歩行者に衝突して、相手にケガを負わせてしまった。
- 飼犬が他人に噛みついてケガを負わせた。
- 他人の家のガラスを壊した。



※ 【個人賠償責任補償特約】は料率改定により、本年から保険料が変更しておりますのでご注意ください。

※ 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

Aコース 交通事故での ケガを補償



車が衝突してケガ



自転車で転倒してケガ



駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間のケガ

Bコース 就業中のケガを補償

(就業中のみの危険補償特約セット)



集金中の交通事故でのケガ



作業中のケガ



通勤途中の駅の改札口を入ってから改札口を出る間のケガ

Cコース 24時間ケガを補償



旅行中の交通事故でのケガ



料理中にヤケド



ハイキング中にケガ



駅でのケガ



社内で足を滑らせてケガ

保険期間 平成29年8月1日午後4時から1年間

全国石油業共済協同組合連合会

株式会社ゼンセキ

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

1. 保険金額と年間掛金

(保険期間1年、団体割引25%、過去の損害率による割引5%適用)

Aコース 交通事故傷害保険 (天災危険補償特約なし)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	2,220円	4,440円	6,660円	11,100円	15,540円	22,200円
(年払保険料)	(1,600円)	(3,190円)	(4,790円)	(7,980円)	(11,170円)	(15,950円)
(制度運営費)	(620円)	(1,250円)	(1,870円)	(3,120円)	(4,370円)	(6,250円)

ASコース 交通事故傷害保険 (天災危険補償特約あり)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	2,460円	4,920円	7,380円	12,300円	17,220円	24,600円
(年払保険料)	(1,870円)	(3,730円)	(5,600円)	(9,330円)	(13,060円)	(18,650円)
(制度運営費)	(590円)	(1,190円)	(1,780円)	(2,970円)	(4,160円)	(5,950円)

Bコース 傷害総合保険 就業中のみ補償プラン (天災危険補償特約なし)

(職種級別 A級)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	2,160円	4,320円	6,480円	10,800円	15,120円	21,600円
(年払保険料)	(1,500円)	(3,000円)	(4,500円)	(7,500円)	(10,500円)	(15,000円)
(制度運営費)	(660円)	(1,320円)	(1,980円)	(3,300円)	(4,620円)	(6,600円)

BSコース 傷害総合保険 就業中のみ補償プラン (天災危険補償特約あり)

(職種級別 A級)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	2,460円	4,920円	7,380円	12,300円	17,220円	24,600円
(年払保険料)	(1,800円)	(3,600円)	(5,400円)	(9,000円)	(12,600円)	(18,000円)
(制度運営費)	(660円)	(1,320円)	(1,980円)	(3,300円)	(4,620円)	(6,600円)

Cコース 傷害総合保険 24時間補償プラン (天災危険補償特約なし)

(職種級別 A級)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	4,740円	9,480円	14,220円	23,700円	33,180円	47,400円
(年払保険料)	(4,110円)	(8,220円)	(12,330円)	(20,550円)	(28,770円)	(41,100円)
(制度運営費)	(630円)	(1,260円)	(1,890円)	(3,150円)	(4,410円)	(6,300円)

CSコース 傷害総合保険 24時間補償プラン (天災危険補償特約あり)

(職種級別 A級)

保険金額	100万円コース	200万円コース	300万円コース	500万円コース	700万円コース	1000万円コース
死亡・後遺障害	100万円	200万円	300万円	500万円	700万円	1,000万円
入院保険金日額	1,500円	3,000円	4,500円	7,500円	10,500円	15,000円
手術保険金	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円	7,000円	10,000円
年間掛金	5,040円	10,080円	15,120円	25,200円	35,280円	50,400円
(年払保険料)	(4,410円)	(8,820円)	(13,230円)	(22,050円)	(30,870円)	(44,100円)
(制度運営費)	(630円)	(1,260円)	(1,890円)	(3,150円)	(4,410円)	(6,300円)

※就業中のみ補償プランには、「就業中のみの危険補償特約」がセットされています。

※制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手続き費用等)に充当するための費用です。

2. オプション特約 ★すべてのコースにオプションとして選択することができます。

個人賠償責任補償	● 日本国内(傷害総合保険にセットした場合は、国内外補償します。)での日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって負担することになった法律上の損害賠償責任を補償します。 ● 損保ジャパン日本興亜による示談交渉サービスが利用できます。(日本国内のみ)
----------	---

※下記のような事故の場合、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

- ・職務遂行に直接起因する賠償責任(例)職務で自転車で集金先に行く途中に歩行者と衝突した。
- ・人から借りたり預かったりした物に対する賠償責任(例)預かったお客さまの車中に置かれていたカメラを踏んでしまった。

保険金額	1億円(自己負担額0円)
年払保険料	880円

【個人賠償責任補償特約】は料率改定により、本年から保険料が変更しておりますのでご注意ください。



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款、交通事故傷害保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者: 全国石油業共済協同組合連合会
- 保険期間: 平成29年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日: 平成29年6月16日
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者: 全国石油業共済協同組合連合会の会員である各都道府県石油組合の組合員で全石連中型生命グループ保険にご加入の方
- 被保険者: 全石連中型生命グループ保険に加入されている方が被保険者としてご加入いただけます。 ※加入した方のみが保険の対象となります。
- お支払方法: 平成29年7月にご指定の口座から振替させていただきます。(一括払)(振替事務は日本システム収納㈱に委託しております。)
- お手続き方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口(本社が所属する石油組合)までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既 加 入 者 の 皆 さ ま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はご加入窓口の石油組合までお問い合わせください。

(注)傷害総合保険の場合、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入: 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から 平成30年8月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月にご指定の口座から振替させていただきます。(一括払)

- 中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の石油組合までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

- 満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

■交通事故傷害保険

被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
 - ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故
 - ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
 - ④交通乗用具の火災
- (※)正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

- 保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態で の運転または麻薬等により正常な 運転ができないおそれがある状態 での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ 行為 ^{（※1）} を除きます。）、核燃料物質 等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 （天災危険補償特約をセットしない 場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むち うち症」）、腰痛等で医学的他覚所 見 ^{（※2）} のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興 行（これらに準ずるものおよび練習 を含みます。）の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務（養成所 の生徒を含みます。）とする被保険 者が、職務または実習のために船 舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運 行する航空機以外の航空機を被保 険者が操縦または職務として搭乗し ている間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレー ン等の航空機に搭乗している間の 事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用 具への荷物、貨物等の積み込み作業 または交通乗用具の修理、点検、整 備、清掃の作業に従事その作 業に直接起因する事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 （4%～100%）	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（事故の発生の日から180日以内）	
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{（※1）} ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から180日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
個人賠償責任（国内のみ補償）	個人賠償責任（注）	日本国内において、住宅 ^{（※1）} の所有・使用・管理または被保険者 ^{（※2）} の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 （※1）「住宅」とは、被保険者本人の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅の敷地内の動産および不動産を含みます。 （※2）この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 ^{（※）} 、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など （※）次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。 ①原動力がもっぱら人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート（ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。）

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

■ 傷害総合保険

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※1）（※2）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※1）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（※2）就業中のみ補償プラン（Bコース、BSコース）の場合、被保険者がその職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）に被ったケガにかぎり、保険金をお支払いします。

（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

■傷害総合保険（続き）

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 （国内外補償）	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 （4%～100%）	④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数（1,000日限度）	⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
	手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5（倍） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものみなします。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
賠償責任	個人賠償 責任 （国内外補償） （注）	住宅（※1）の所有・使用・管理または被保険者（※2）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（免責金額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。 （※1）「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。 （※2）この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両（※）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任など （※）次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。 ①主たる原動力が人力であるもの ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート（ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。） ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

（注）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【交通乗用具】	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード（原動機を用いるものを含みます。）等は除きます。
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務（傷害総合保険の場合）

★他の保険契約等（※）の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【傷害総合保険】

●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務（通知義務）があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト

(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様の契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 株式会社ゼンセキ

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 TEL 03-3593-5800 : FAX 03-3597-1712

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第六部第一課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL 03-3231-4176 : FAX 03-3231-9910

(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター [ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

(平成29年3月27日 SJNK16-20551)



平成 年 月 日

FAX連絡表 03-3597-1712

全国石油業共済協同組合連合会 共同事業グループ 行

中型生命グループ保険について

	1. 説明が聞きたい		2. 加入したい		3. その他
--	------------	--	----------	--	--------

会 社 名											
電話番号											
住 所	〒 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>										
ご担当者											

全国石油業共済協同組合連合会 共同事業グループ
TEL.03-3593-5844 FAX.03-3597-1712

〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17番14号 石油会館 ホームページ石油広場 <http://www.zensekiren.or.jp>

北海道石油業協同組合連合会 ☎011-822-8111	静岡県石油業協同組合 ☎054-282-4337	鳥取県石油協同組合 ☎0859-21-1400
青森県石油商業協同組合 ☎017-722-1400	山梨県石油協同組合 ☎055-233-5850	島根県石油協同組合 ☎0852-25-4488
岩手県石油商業協同組合 ☎019-622-9528	愛知県石油業協同組合 ☎052-322-1550	山口県石油協同組合 ☎083-973-4400
宮城県石油商業協同組合 ☎022-265-1501	三重県石油業協同組合 ☎059-225-5981	徳島県石油事業協同組合 ☎088-622-6406
福島県石油業協同組合 ☎024-546-6252	岐阜県石油商業協同組合 ☎058-271-2903	高知県石油業協同組合 ☎088-831-0439
秋田県石油商業協同組合 ☎018-862-6981	富山県石油業協同組合 ☎076-429-8811	愛媛県石油業協同組合 ☎089-924-3856
山形県石油協同組合 ☎023-664-2821	石川県石油販売協同組合 ☎076-256-5330	香川県総合エネルギー協同組合 ☎087-833-9665
新潟県石油業協同組合 ☎025-267-1321	福井県石油業協同組合 ☎0776-34-3151	福岡県石油協同組合 ☎092-272-4564
長野県石油協同組合 ☎026-254-5600	滋賀県石油協同組合 ☎077-522-7369	大分県石油販売協同組合 ☎097-533-0235
群馬県石油協同組合 ☎027-251-1888	京都府石油協同組合 ☎075-642-9733	佐賀県石油協同組合 ☎0952-22-7337
栃木県石油協同組合 ☎028-622-0435	大阪府石油協同組合 ☎06-6362-2910	長崎県石油協同組合 ☎095-826-4181
茨城県石油業協同組合 ☎029-224-2421	奈良県石油協同組合 ☎0742-26-1800	熊本県石油販売協同組合 ☎096-285-3355
千葉県石油協同組合 ☎043-246-5225	和歌山県石油協同組合 ☎073-431-6251	宮崎県石油協同組合 ☎0985-24-7775
埼玉県石油業協同組合 ☎049-235-5111	兵庫県石油協同組合 ☎078-321-5611	鹿児島県石油販売協同組合 ☎099-257-2822
東京都石油業協同組合 ☎03-3593-1421	岡山県石油商業協同組合 ☎086-246-2040	沖縄県石油業協同組合 ☎098-998-1871
神奈川県石油業協同組合 ☎045-641-1351	広島県石油販売協同組合 ☎082-261-9431	全国石油業共済協同組合連合会 ☎03-3593-5844

個人情報のお取り扱いについて:全国石油業共済協同組合連合会 共同事業グループは本制度の募集業務に必要な範囲で個人情報を取り扱います。

※この資料は平成29年3月時点の制度内容に基づき掲載されており、将来、制度内容に変更されることがあります。